

旅客の禁止行為等

一 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

- 1 みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設を操作すること。
- 2 みだりに船舶内の危険エリア（赤塗り部分）に立ち入ること。
- 3 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。（船内禁煙）
- 4 みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき 装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- 5 みだりに乗船者の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。
- 6 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
- 7 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
- 8 船員等の職務の執行を妨げる行為をすること。
- 9 他の乗船者・他船に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
- 10 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。
- 11 みだりに船外に身を乗り出す行為をしないこと。

二 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

三 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることがあります。



令和7年9月1日

有限会社池上
汽船 泰一丸 船長